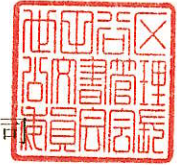




答 申 第 1 8 号
令和6年7月19日

世田谷区長
保 坂 展 人 様

世田谷区公文書管理委員会
会 長 野 村 武 司



令和6年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の廃棄に関する意見聴取
について（答申）

令和6年6月7日付諮問第18号で依頼のあった「令和6年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の廃棄に関する意見聴取について」に関し、当委員会において目録を確認した結果、目録に記載の公文書を廃棄することは妥当であると認めます。